

平成 2 4 年 7 月 2 6 日

岩 手 県

出荷制限指示後の管理の考え方

～野生鳥獣（ニホンジカ）～

1 出荷制限

本県においては、現在、市場等へのお荷及び流通のためのニホンジカのお解体処理施設で稼働しているものはない。県内全域のニホンジカのお捕獲を行う者に対して、県外を含め一切のお荷を行わないよう、市町村や猟友会を通じて要請することとする。

2 放射性物質検査

現在、昨年度に 50 ベクレル/kg を超える放射性セシウムを検出した地域において、市町村ごとに 3 検体、その他のニホンジカのお捕獲が行われている市町村において 1 検体以上の検査を進めているが、今回の結果を受けて、100 ベクレル/kg を超える放射性セシウムを検出した地域については、検査頭数の強化及び年間を通じた検査を進めていく。